



2026年6月17日

各 位

会社名 鈴与シンワート株式会社
代表者名 代表取締役 徳田 康行
(コード番号 9360 東証スタンダード)
問合せ先 総務部長 石川 博之
(TEL 03-5440-2800)

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(2026年3月31日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発券する株券が上場されている金融商品取引所等 |
|--------|-----|-------------|-------|-------|------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 鈴与株式会社 | 親会社 | 0.64 | 50.54 | 51.18 | - |

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置づけその他の上場会社と親会社等との関係

鈴与株式会社は、当社の議決権の51.18%（間接所有含む）を所有する親会社であります。親会社の企業グループは、物流、商流、建設・ビルメンテナンス・警備、食品、情報、航空、地域開発・その他サービスの各事業群で構成されておりますが、当社は情報サービス事業においては、グループ内で最大の規模で事業展開をしており、グループの一翼を担っております。

当社は、親会社等と良好な関係を保ちつつ、当社としての独立性を確保して経営に当たっておりますが、親会社の企業グループに重大な影響を与える可能性が高い事項については相互に協議を行った上で決定しております。

(1) 親会社等との人的関係に関する事項

当社は、親会社等と経営についての管理手法等のノウハウ交換を目的として、親会社等の役職員が当社の役員を兼務しておりますが、その内容は以下のとおりであります。

役員兼務状況

(2026年6月17日現在)

| 当社における役職 | 氏名 | 親会社等またはそのグループ企業での役職 | 就任理由 |
|-----------------|-------|---|---------------------------------------|
| 代表取締役 社長執行役員 | 徳田 康行 | 鈴与(株)理事 兼鈴与シンワ物流(株)取締役 兼(株)インタークエスト取締役 兼鈴与システムテクノロジー(株)取締役 | 経験豊富な経営者としての見識を当社の経営に反映するため |
| 取締役 副社長執行役員 | 平野 文康 | 鈴与(株)参与 兼ビジネス・デザイン・コンサルティング(株)代表取締役会長 兼(株)インタークエスト代表取締役会長 | 情報事業に精通しておりこれまでの経営の経験と見識を当社の経営に反映するため |

| | | | |
|--------------|-------|---|-----------------------------|
| 取締役 | 大石 素久 | 鈴与(株)理事 兼鈴与シンワ物流(株)代表取締役社長 兼シンワ運輸東京(株)代表取締役社長 | 物流業務に精通しており物流子会社を統括するため |
| 取締役 監査等委員 | 佐藤 滋美 | 鈴与(株)参与 兼鈴与システムテクノロジー(株)取締役副会長 | 経験豊富な経営者としての見識を当社の経営に反映するため |

(2) 支配株主等との取引に関する事項

当社と鈴与株式会社との間では、データセンター事業及び倉庫事業にかかる建物賃貸借に関する取引を行っており、当期における取引状況は以下のとおりであります。

第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

| 属性 | 名称 | 取引内容 | 取引金額 (百万円) |
|-----|-------|----------|---------------|
| 親会社 | 鈴与(株) | 収入（建物賃貸） | 220 |
| | | 支出（建物賃借） | 201 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 支配株主等との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主である鈴与株式会社との取引については、少数株主の保護に関する指針に従い、上場企業としての独立性を確保し、一般取引と同様に、取引内容および条件等を公正かつ適切なものにするものとしております。

本指針を実行するため、一般取引と同様に見積書等でその妥当性を検討し、取締役会において当該取引に関する承認を得ることとしております。

また、公正性を確保する措置としては、事前に顧問弁護士や会計監査人に当該取引内容を説明して、法務や会計の観点で問題ないことを確認するとともに、取引内容に応じては、第三者評価に基づく価格等を使用することとしております。

併せて、利益相反を回避するための措置としては、独立役員の見解も踏まえ、当該取引が利益相反の懸念を有する取引であると判断した場合には、利害関係者を除いた取締役会決議を行うことで利益相反を回避することとしております。

よって、当社はこれらの方策を履行することにより、少数株主の保護を図っております。

以上